

P F I 法の一部を改正する法律案についての意見

今通常国会に提出が予定されている「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（P F I 法）の一部を改正する法律案」の中で、民間事業者による提案制度の創設が規定されているが、これによると公共施設等の管理者等は、提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を通知しなければならないこととされており、地方公共団体に対し新たな義務付けとなる改正となっている。

本会として、今回の改正案は、小規模団体を多く抱える町村にとって新たな事務の負担が予想されるとともに、議会の議決を経て決定されている基本構想・基本計画との調整を新たに必要とする場合も多く予想され、当該団体へ回答義務まで負わせるべきでないと思料される。

よって、民間事業者の提案制度に対する回答義務については、見直すよう意見として申し入れる。

平成 2 3 年 3 月 9 日

全国町村議会議長会